

個人のアドレスを把握するのは… 社員の安否を確認するため？ 業務を遂行するため？

8月15日、職場の掲示と各社員に「災害時等における社員等安否確認について」とした掲示とお知らせが配布されました。

冒頭、「災害発生等の場合には早期に被災状況を確認し、会社の事業体制を確保する必要があると共に、被災した社員の対応・支援を早急に行っていく必要があります。」という書き出しには、会社の業務を最優先にするためにその業務を担う社員が必要であるという本音が見えてきます。

会社の資料には、3月11日に発生した東日本大震災において社員の安否確認に時間を要したことを口実にし、現場管理者は全所員の確認に52時間もかかったことを理由にしています。しかし、私たちの調査によると当日が休日であったにもかかわらず、安否確認の連絡がなかった社員がいます。安否を確認したと言いますが、会社の中には「無地でいて欲しくない」社員が存在することも事実ではないでしょうか。

個人の携帯電話のメールアドレスが安否確認システムの有効な手段であるとのことで、社員全員が対象であるとなっています。社員が登録したアドレスを基にして社員や家族の安否を報告する内容とし、確認方法には「震度6弱以上」「震度6弱未満」「会社が必要と判断した場合」が確認の根拠にしています。普段、生活していて交通事故や予期せぬ自然災害にいつ出くわすかも知れません。そういった場合、社員は早急でなくても勤務に支障をきたす場合は自ら会社に連絡することがこれまでである意味、常識な対応として行っています。

今回のシステムの登録はあくまで「災害時の会社の業務」を最大の理由にしています。社員の災害時が優先されるのではなく「システム」による社員管理が目的であることがはっきりしています。

会社は過去、交通事故に遭って怪我をした一般の人を、通勤途上の社員が救護して遅刻してしまった事象を認めなかった例や、震災翌日に2人の車掌で新幹線を運行した例もあります。強要ではなくあくまでも協力であることが安心する根拠ではありません。社員思いの「システム」ではなく、新幹線運行の労働者の確保のみを目的にした今回の「安否確認登録」には断固反対です。